

議案第 27 号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神保健法（昭和25年法律第123号）第3条に規定する精神障害者で、病院又は診療所に通院している者

附 則

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。